

一般財団法人住宅・建築 SDG s 推進センター  
CASBEE 評価認証業務約款

(総則)

- 第1条 CASBEE 評価認証に係る契約は、申請者が申請書を提出し、一般財団法人住宅・建築 SDG s 推進センター（以下、「財団」という。）が引受書を発行することにより成立するものとする。締結日は引受書の発行日とする。
- 2 申請者及び財団は、契約成立時点で本約款に合意したものとする。
- 3 申請者及び財団は、善良なる管理者の注意義務をもって、建築環境総合性能評価認証制度要綱に基づき CASBEE 評価認証業務を完了するものとする

(認証費用)

- 第2条 財団が定める認証費用は申請要領に記載された額とする。

(期日及び納入方法)

- 第3条 申請者は、認証費用を、財団が発行する請求書に定められた日（以下、「納入期日」という。）までに、財団に支払わなければならない。
- 2 前項の支払いは、財団が指定する銀行口座への送金により納入しなければならない。
- 3 認証費用の納入に要する費用は、申請者の負担とする。
- 4 認証費用は契約時に全額支払うものとする。ただし、CASBEE-街区については、契約時と業務完了時にそれぞれ半額を支払う方法を選択できるものとする。

(解除権)

- 第4条 契約後、申請者が申請を取り下げた場合は、認証費用の総額の 30%～80%の範囲で財団が定めた額の事務費及び審査費を控除して返金する。
- 2 財団が要求した資料の作成・提出の著しい遅延等、申請者が本業務の履行に非協力的な場合又は申請者の提出資料に虚偽等があると認められた場合は、財団は申請者に理由を通知して、この契約を解除することができる。
- 3 財団が契約を解除する場合は、認証費用の総額の 30%～80%の範囲で財団が定めた額の事務費及び審査費を控除して返金する。
- 4 財団は、この契約の解除による損害賠償の責に任じないものとする。

(申請資料の作成等)

- 第5条 申請者は、財団が提出図面について説明を求めたときは、これに応じなければならない。
- 2 財団が審査を行うために必要と認めた現地調査については、申請者はこれに応じなければならない。
- 3 財団は、当該業務を行うために必要な追加書類の提出または提出資料の是正を求めることができる。

(別途協議)

第6条 この定めがない事項及びこの契約に解釈についての疑義が生じた事項については、申請者及び財団は、信義誠実の原則に則り協議の上定めるものとする。

第7条 財団は、申請内容に応じて本約款を修正して使用できるものとする

附則

この約款は平成27年6月19日より施行する。

一部改正 令和4年4月1日

一部改正 令和7年6月20日